

大阪狭山市立第七小学校

PTAのしおり



6年間保管

2024年10月改正

ご入学 おめでとうございます

多くの新一年生を迎えることができ、大変嬉しく思います。

P T Aでは、子どもたちの健やかな成長と安全な生活を願い、保護者と教員が協力し、家庭教育・学校教育について共に学び、子どもたちの校外生活の指導や地域の教育環境を良くする活動を行っています。

学習や親睦を目的とした、いろいろなP T A活動に参加することで、会員相互の信頼や理解が深まり、親として、社会人としての認識を高めることができます。またその結果、子どもたちにも良い影響になると考えています。

つきましては、本校のP T A活動を理解していただき、P T A会員への加入をお願いいたします。

P T A会員資格は、本校児童の保護者となっております。

P T A の あ ゆ み

平成2年4月に第七小学校が開校しました。同時にP T Aが結束され、活動の一つとして”いのち”をテーマに学習会を行っています。また環境問題、通学路の安全対策を重視し、より良い教育環境づくりに取り組んでいます。第七小学校が大阪狭山市内のモデル校になる目標に向かい歩み続けています。

- 雲仙普賢岳被災地の小学校へ義援金
- 青少年の非行の低年齢化を重視して、“シンナーの害”について学習会実施
- 会報『にじ』発行
- 環境の美化・大切な資源の再利用の為のアルミ缶回収実施
- 子ども達の安全な登下校を計る為、通学路に関連した工事等については、ガードマンの配置等を含め、危険回避の申し入れ
- 日本海沖地震の被災地、北海道奥尻島「奥尻町立青苗小学校」へ義援金
- 阪神淡路大地震の被災地へ「あしなが育英会（災害遺児激励募金）」を通じて義援金
- “いのち”の学習会実施
- 地域の人々との交流の場として『ふれあいひろば（バザー）』開催
地域ぐるみで子ども達の安全を見守っていく為の【まもろう子ども】プレートの掲示・協力をお願い（大阪狭山市全体で取り組んでいる運動です。）
- 平成4年10月15日 近畿ブロックP T A協議会より表彰状を授与
- 平成7年5月18日 大阪狭山市P T A連絡協議会より表彰状を授与
- 平成10年11月18日 社団法人日本P T A全国協議会より表彰状を授与
- 平成11年5月22日 大阪狭山市P T A連絡協議会より表彰状を授与
- 10周年記念に植樹・時計塔の寄贈
- 伊豆諸島被災地へ日本P T A全国協議会を通じて義援金
- 平成12年度 大阪府P T A協議会広報誌コンクール入賞
- 財団法人日本ユニセフ協会への募金
- 平成15年度 大阪府P T A協議会広報誌コンクール入賞
- 平成16年1月21日 大阪府P T A協議会より表彰状を授与
- 子ども達の安全を守る為、まもろう子ども自転車プレートの協力をお願い、保護者用名札・子ども用の犯罪の抑止効果を目的としたステッカーの配布
- 平成19年度 見守り隊発足
- 平成20年度 第七小学校防犯ステーション発足
- 平成21年度12月5日 創立20周年記念イベント「人とのつながり」を開催
ワイヤレスCD付アンプ、テントを寄贈
- 平成22年度4月 メーリングリスト開始 8月 カーテン寄贈(5・6年生教室)
11月 平成11年度在校生タイムカプセルお披露目会を開催

- 平成23年度 9月 カーテン寄贈（2クラス分） 1月 下足マット寄贈
- 平成24年度 3月 PTA用テント購入
- 平成25年度 3月 PTA用テント、冷蔵庫購入
- 平成26年度 3月 PTA用テント、パソコン、プリンター
- 平成29年度 7月 PTA用テント購入
- 平成30年度 9月 PTA用テント購入
- 令和元年度 創立30周年記念に大型扇風機、テント寄贈
- 令和2年度 11月 各教室に加湿器寄贈（20台）
- 令和4年度 7月 電動裁断機
- 令和5年度 5月 プリンター
- ※ 地域に密着した活動を目指し、校区青少年指導員との協賛事業等に積極的に参加したいと思います。

子どもたちにとって、大阪狭山市がなつかしい故郷となり、本校が思い出深い母校となるよう、学校・家庭・地域と共に手を結び、信頼関係を深めることができるPTA活動をめざしています。

大阪狭山市立第七小学校 P T A 会則

第一章 総則

- 第1条 この会は大阪狭山第七小学校 P T A と言い、事務局を同校内におきます。
- 第2条 この会の目的は、会員の教育に対する理解を深め、保護者と教職員が協力して教育の環境を整備し、児童の健全にして幸福な成長をはかります。
- 第3条 この会は前条の目的を達成するため、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他の営利的・宗教的・政治的団体等の支配干渉を受けることなく、また、学校の教育方針および管理・教職員の人事に干渉しません。

第二章 会員

- 第4条 この会の会員は、学校に在籍する児童の保護者と、この学校に勤務する教職員とします。

第三章 会費と会計

- 第5条 この会の経費は、会費で支弁します。会費は月額一家庭につき250円とします。
- 第6条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第四章 役員

- 第7条 この会に次の役員をおきます。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 書 記 2名
 4. 会 計 2名

ただし、上記の人数で会の運営上支障が生じる場合は、実行委員会の承認を得て人数を変更することができるものとする。

第8条 役員は総会で選出します。役員選出に関する細則は第十一章、【選挙細則】に定めます。

役員の内任期については【別紙3】役員・委員規定に定めます。

第9条 役員の内任務は次の通りとします。

会 長・・・①会を代表し、総会・役員会・実行委員会を召集します。

・・・②各委員会の委員長及び副委員長を委嘱します。

副会長・・・会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理します。

書 記・・・すべての会合ならびに活動状況を記録報告し、各種会合の事務を処理します。

会 計・・・予算案に基づいて、会計事務を処理します。会計簿を保管し、会員から求められればいつでも閲覧に応じます。総会において会計報告します。

第10条 役員には、年間の通信費として任期終了時2,000円支払うものとする。

第五章 会計監査委員

第11条 この会に会計監査委員をおきます。会計監査委員は前年度会計役員2名とし、総会で選出します。会計監査委員は会計の監査を行い、総会にて報告します。

任期は1年とします。

第六章 総会

第12条 総会はこの会の最高議決機関であって、全会員をもって構成します。

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とします。

定期総会・・・決算報告の承認、役員及び会計監査の選出と予算案、事業計画案の審議と議決のために開きます。

臨時総会・・・実行委員会が必要と認めたとき、または会員の三分の一以上の要求があったときに開きます。

第14条 総会の開催方法は書面又は議場への招集によって行います。総会の定足数は、

全会員の三分の一以上とします。但し、委任状をもって出席にかえることができます。総会の議事は、出席全員の過半数の賛否で採決します。

第七章 実行委員会

第15条 実行委員会の構成は次の通りとします。

1. 役員
2. 常任委員会及び特別委員会の委員長
3. 学校長・教頭及び必要に応じて教職員代表

第16条 実行委員会は原則として月1回とし、会長もしくは構成員の半数以上が必要と認められた時は、臨時に議会を開くことができます。

第17条 本会の総合的な事業・事務について、協議・調整・執行します。

第18条 特定の目的をとげるため必要と決めた時は、特別委員会を設けることができます。

第19条 実行委員会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

第八章 常任委員会

第20条 本会の目的を達成するため、下記の委員会を設け、委員ならびに委員長は会長がこれを委嘱する。各委員会の種類及び任務は下記の通りです。

地区委員・・・各地区より若干名を選出します。なお、各地区で地区委員長を1名選出します。各地区のPTA活動の中心になります。

学級委員・・・学級PTA・学年PTA活動の中心となります。

環境安全委員・・・学校内外の環境安全施設の改善につとめます。

広報委員・・・会員にPTA活動等の情報を伝達し、会員の意志の疎通につとめます。

給食委員・・・学校給食の効果をあげるようにつとめます。

上記の学級委員・専門委員の選出は、各学級総会において学級委員2名・専門委員若干名を選出します。なお、各委員会で委員長・副委員長1名を選出します。

第九章 改正

第21条 この会の会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成があれば改正することができます。

第十章 細則

第22条 この会の運営に関しての必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定めます。細則を測定し制定し、または改廃した場合は、その結果を総会において報告します。

第十一章 選挙細則

- 第23条
1. 役員及び会計監査員の選出を行うときは、候補者指名委員を設けます。
 2. 指名委員会は次の者をもって構成します。
 - ① 役員・学校長・教頭
 - ② 各地区を勘察し、実行委員会で推薦された者
 3. 指名委員会は候補者の指名をします。但し候補者の承認を要します。
 4. 会員は誰でも立候補できますが、その場合は総会の10日前までに、氏名と役職を書面で指名委員会に届け出る必要があります。
 5. 選挙は指名委員会が選挙事務の一切を行い、選挙は無記名投票多数決によります。
 6. 指名委員会が候補者を指名したる後、会員中より立候補者がいない場合は、無投票当選とします。
 7. この細則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成があれば、改正することができます。但し前以て知らせておく必要があります。

第十二章 個人情報の取扱に関する細則

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理等については、【別紙1】第七小学校 PTA 個人情報の取扱に関する細則に基づき適正に運用するものとする。

付 則

この会として慶弔の意を表す必要があるときは、本会計の中から支出してその意を表します。その詳細については【別紙2】大阪狭山市立第七小学校 PTA 弔意規定に定めます。

本付則は平成2年から施行する。

- (改正) 平成23年4月15日開催の定期総会において、本会則の一部を改正する。
- (改正) 平成27年4月22日開催の定期総会において、本会則の一部を改正する。
- (改正) 平成30年4月27日開催の定期総会において、本会則の一部を改正する。
- (改正) 令和6年10月5日開催の臨時総会において、本会則の一部を改正する。

【別紙 1】

第七小学校 PTA 個人情報の取扱に関する細則

(目的)

第 1 条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA が作成する名簿やその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取得方法、問合せ先)

第 6 条 本会は、個人情報を取得するときは、個人情報の利用目的を、あらかじめ公表する、すみやかに本人に通知する、又はあらかじめ本人に対して明示するものとする。なお、要配慮個人情報などを取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

第 7 条 本会は、保有する個人情報データベースに関する問合せ先を明示しておく。尚、本会の個人情報
問合せ窓口は、PTA 会長又は委託先である本校とする。

(利用)

第 8 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、文書の送付
- (2) 会員名簿、役員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 1 0 条 個人情報、管理者又は取扱者が保管するものとし、次条、第 12 条、第 18 条及び第 19 条の通り適正に管理する。また、個人情報の保管を委託先である本校で行なう場合も本会での保管と同様、適正に管理されるものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 1 1 条 個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については、端末毎にパスワードによる制限を行ない、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

- 2 個人情報を含む電子データについては、原則パスワードを設定する。また、個人情報を含む電子データを持ち出す場合は、電子機器等が前項の適切な状態である上で、電子メール等での送付も含めてファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 3 個人情報を含む書類については、施錠可能なところで管理する。また、個人情報を含む書類を持ち出す場合は、必要最小限にする。

(廃棄)

第 1 2 条 不要になった個人情報を含む電子データは、速やかに削除するものとする。また、不要になった個人情報を含む書類は、裏紙利用はせず、管理者立会いのもとでシュレッダーによる切断など適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(取扱者への教育)

第 1 3 条 管理者は、取扱者に対して、年 1 回、個人情報の取扱いに関する留意事項についての教育を実施するものとする。

- 2 前項で実施する教育は、本細則及び名簿取扱に関する内規の内容確認、その他必要に応じて管理者が教育すべきと判断した内容とする。
- 3 実施した教育については、実施日、教育受講者、教育内容などを明示した記録を残すものとする。尚、記録の保管期間は、取扱者退任後から 3 年間とする。

(委託先の監督)

第 1 4 条 管理者は、本会が保有する個人情報を扱う委託先に対して、年 1 回、委託先での本会が保有する個人情報の取扱いが適切であるかの状況確認を行なうこととする。

- 2 状況確認した結果は、確認実施日、本会が保有する個人情報の取扱いの適切性などを明示した記録を残すものとする。尚、記録の保管期間は、次回の状況確認実施までとする。

(第三者提供の制限)

第 1 5 条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供して

はならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第16条 管理者は、個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第17条 管理者は、第三者（第15条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示、訂正等)

第18条 管理者は、本人から、個人情報の開示、訂正を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

- 2 前項において、本人であることの確認方法は、本人が直接、管理者に対して、本人であることを示す証拠を提示し、管理者が確認することとする。尚、本人であることを示す証拠としては、運転免許証等とする。

(利用停止)

第19条 本人の同意なしに目的外利用した場合、不正に個人情報を取得した場合または本人の同意なく第三者に提供した場合に、本人から、本会が保有する個人情報データベースの利用停止、消去または第三者への提供の停止を求められたとき、管理者は、原則、当該

措置を取らなければならない。

2 前項において、本人であることの確認方法は、前条第 2 項によるものとする。

(苦情の処理)

第 2 0 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい時等の対応)

第 2 1 条 取扱者は、個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(改正)

第 2 2 条 本細則は、運営委員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば改正することができる。但し、その結果を総会に報告しなければならない。

本細則は、平成 30 年 4 月 27 日より施行する。

大阪狭山市立第七小学校 PTA 慶弔規定

《目的》

第1条 この規定は、本会の会員、児童及び学校関係者に係わる慶弔について必要な事項を定め、その意を表することを目的とする。

《慶事金等》

第 2 条

- 1 慶事については、次の各号に定めるところによる。
 - ① 会員または教職員が、PTA に関する活動等により地方公共団体から表彰された場合、適宜の記念品料を贈る。
 - ② 児童が善行等により表彰された場合、賞状及び賞品を贈る。
 - ③ 卒業式にあたり、卒業生全員に記念品を贈る。
 - ④ 教職員が結婚した場合、結婚祝金として金 5,000 円を贈る。
 - ⑤ 教職員及びその配偶者が出産した場合、出産祝金として金 3,000 円を贈る。
- 2 前項第 1 号から第 3 号に掲げる記念品料、賞品または記念品については、役員会において決定し、実行委員会に報告するものとする。

《見舞い金》

第 3 条

- 1 見舞いについては、次の各号に定めるところによる。
 - ① 児童または教職員が疾病等により 1 週間以上の入院もしくは 2 週間以上の欠席または欠勤をした場合、見舞金 3,000 円を贈る。ただし、同一年度、同一疾病については 1 回限りとする。
- 2 児童及び会員が火災、風水害等により罹災した場合、見舞金を贈る。見舞金の額については役員会において決定し、実行委員会に報告するものとする。

《弔意》

第 4 条

- 1 会員並びに教職員、またはその家族の死亡に際しての弔意については、別表の通りとする。
- 2 市関係、教育委員会関係その他で慶弔の意を表す必要がある場合、役員会において決定し、実行委員会に報告するものとする。
- 3 この規定に基づく慶弔についての返礼は要しないものとする。

別表

対象者	楕	香料	会葬者
会員及び会員の配偶者・ 児童	一対	5,000 円	役員・関係学級委員 地区の有志
同居している会員の両親	——	5,000 円	役員・関係学級委員 地区の有志
教職員本人	一対	別途協議	役員・実行委員・学級委員
教職員の配偶者	一対	5,000 円	役員・実行委員
教職員の両親	一対	5,000 円	役員・実行委員

注1 場合により楕一対にかえて供花料を贈る。

注2 会葬者は上表を基準として適宜参加するものとする。なお、会葬のために宿泊が必要な場合は、弔電をもってかえる。

注3 教職員本人の香料については、役員会において決定し、実行委員会に報告するものとする。

【別紙 3】

役員・委員規定

1. 原則として、お子様一人につき在学中に1回委員を務める。*地区委員長をした者は、在学中の下のお子様一人に対して委員(専門・学級)を1回 免除することができる。
2. 任期について
役員及び全委員長は選出より概ね翌年4月末までを任期とし、新・旧引継作業完了をもって任期満了とする。

【本部役員】

- 会 長・・・前任期会長を含め合計2年の任期とする。
副会長①・・・次期会長を含め合計2年の任期とする。
副会長②・・・1年の任期とする。
書 記・・・1年の任期とする。
会 計・・・次期会計監査委員を含め合計2年の任期とする。

【会計監査委員】

前期会計役員を含め合計2年の任期とする。

【専門・学級・地区 委員長及び委員】

全委員及び委員長は任期1年とする。

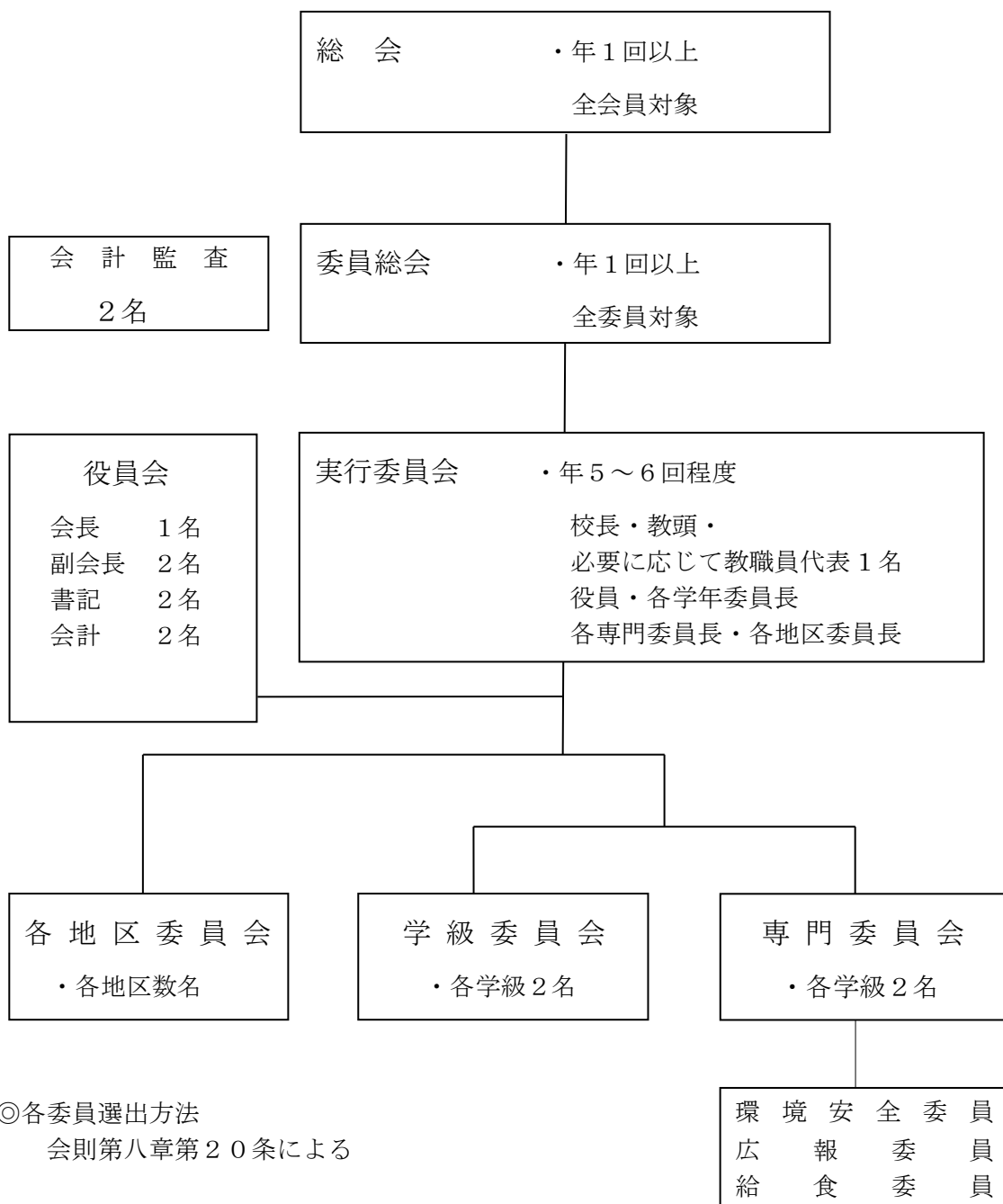
3. 本部役員をした者は、任期終了後、地区・専門・学級委員・地区委員長を永年免除される(未就学児も含む)。但し、地区に人がいない場合は地区委員のみこの限りではない。
4. 専門委員長・学級委員長・地区委員長をした者は、各種委員長を任期終了後2年間免除される。但し、各種委員長経験者以外に可能な人がいない場合はこの限りではない。
5. 学級委員は、各クラス2名を未経験者の中から選出する。但し、委員未経験者が2名に満たない場合は経験者の中から選出する。その選出された経験者に限り、委員長を免除するものとする。
6. 専門委員は、基本的に1～6年生の各クラス2名を選出する。
但し、未経験者の人数がクラスによって片寄りがある場合、クラスに関係なく学年で2名×(クラス数)を選出するものとする。
7. 免除対象者であっても、立候補がなければならない。
8. 平成25年度より施行する場合、委員長経験者は、2年間免除の為、平成23年度から適用される。
9. 令和2年度より施行する場合、本部役員経験者は前規定で5年間免除の為、平成26年度から適用される。
10. 令和7年より施行する場合、本部役員経験者は令和元年度から適用される。

《 ○ 免除 × 免除されない 》

委員経歴 \ 免除	専門・ 学級委員(長)	地区委員(長)	専門・ 学級委員	地区委員
本部役員	○ (永年)	○ (永年)	○ (永年)	○(永年)
専門・学級委員(長)	○ (2年間)	○ (2年間)	×	×
専門・学級委員	×	×	×	×
地区委員(長)	○ (2年間)	○ (2年間)	×	×
地区委員	×	×	×	×

【別紙 4】

第七小学校PTAのしくみ



◎各委員選出方法
会則第八章第20条による

◎PTA会費
各家庭につき月額250円

役割と活動

地区委員・学級委員・専門委員は共通して、運動会・ふれあいひろばの担当をもちます。
以下は上記を除く内容となります。

地区委員会

地域における地区PTA活動の場としての役割をもっています。

《 活動例 》

通学指導・危険箇所の点検と看板設置・地区集会

学級委員会

学校及び学年・クラスの**教員**が示す教育方針をふまえたうえで、**教員**と親が子供の問題を話し合い、お互いの理解を深めます。

学級PTA活動の場としての役割をもっています。

《 活動例 》

各学年・学級に応じた、先生・親・子の懇親会

専門委員会

次のような専門部があり、それぞれの特色を生かした活動を通じて、会員相互の親睦と知識の向上をはかります。

《 活動例 》

- ◇ 環境安全委員 . . . 校内清掃・通学路の美化
- ◇ 広報委員 . . . 新聞発行
- ◇ 給食委員 . . . 給食の理解（センター見学と試食会など）
献立委員会参加